

会計	繰越	決算	転記		
③	③	④	④	⑤	⑤

(その1)

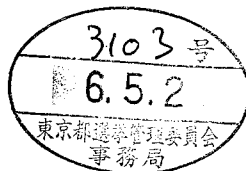
収支報告書

- (ふりがな) はくしんくんこうえんかい
- 1 政治団体の名称 白しんくん後援会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-17-5
ローレル永田町301号
- 3 代表者の氏名 白 真勲
- 4 会計責任者の氏名 土屋 紀一
- 5 令和 5 年分

団体コード	12700599200021
前年繰越金	1,132,030 円

事務担当者の氏名 白 さよ子

電話番号 03-3519-4440



政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国(2都道府県以上)	

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公 職 の 種 類 _____	
資金管理団体の 届け出をした 者 の 氏 名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
政治資金規正法第19条の7第1項	
☒ 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の 氏 名 白 真勲	
公 職 の 種 類 参議院議員現・候	

資金管理団体の指定の期間

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

受 付	審 査	確 認	消 込

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1	0	4	3	1	0
---	---	---	---	---	---

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		¥1,132,040
	(前年からの繰越額)	¥1,132,030
	(本年の収入額)	¥10
支 出 総 額		¥350,440
翌年への繰越額		¥781,600

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		¥0
員 数(党費又は会費を納入した人の数)		0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア)個人からの寄附	¥0	
(うち特定寄附)	¥0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	¥0	
(ウ)政治団体からの寄附	¥0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	¥0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附	¥0	
合 計 (ア + イ)	¥0	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
この頁の小計	¥0	
1件10万円未満のもの	¥10	
合 計	¥10	

(その13)

(1)支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人件費	¥0	
(2) 光熱水費	¥0	
(3) 備品・消耗品費	¥0	
(4) 事務所費	¥250,440	
小 計	¥250,440	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組織活動費	¥0	
(2) 選挙関係費	¥0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	¥0	ア～エの合計
ア 機関紙誌の発行事業費	¥0	
イ 宣伝事業費	¥0	
ウ 政治資金パーティ開催事業費	¥0	
エ その他の事業費	¥0	
(4) 調査研究費	¥0	
(5) 寄附・交付金	¥100,000	
(6) その他の経費	¥0	
小 計	¥100,000	
合 計	¥350,440	

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項 目 別 区 分		事務所費(賃借料)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(または名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
事務所家賃	¥20,000	令5年01月24日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年02月20日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年03月27日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年04月25日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年05月24日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年06月28日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年07月28日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年08月29日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年09月28日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年10月26日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年11月24日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
事務所家賃	¥20,000	令5年12月22日	立憲民主党参議院比例第12総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	
こ の 頁 の 小 計	¥240,000				
そ の 他 の 支 出	¥0				
合 計	¥240,000				

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項 目 別 区 分		事務所費(事務管理費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(または名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	¥0				
そ の 他 の 支 出	¥10,440				
合 計	¥10,440				

その15

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附 (寄附)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (または名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
寄附	¥100,000	令5年06月28日	白・天馬の会	東京都千代田区永田町2-17-5ローレル永田町301号	
こ の 頁 の 小 計	¥100,000				
そ の 他 の 支 出	¥0				
合 計	¥100,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 15 日

政治団体の名称 白しんくん後援会

会計責任者の氏名 土 屋 紀 一

代表者の氏名
(解散時のみ)



政治資金監査報告書

令和6年5月10日

白しんくん後援会

代表 白 眞 勲 殿

登録政治資金監査人 近藤忠憲 

登録番号 第1725号

研修修了年月日 平成21年10月15日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、白しんくん後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、白しんくん後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

白しんくん後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上